

第20回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年12月11日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 13名
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 3名
 - 1番 保坂正雄
 - 10番 露崎春雄
 - 13番 小泉勝彦
- 6 農林振興課職員 1名
篠原主査
- 7 出席事務局職員 4名
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査

◎開 会

平成29年12月11日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

それでは、地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。きょうご苦労さまでございます。そしてまた、先月の視察研修にはたくさんの方に出席いただきまして、まことにありがとうございます。非常に有意義な研修になったと思います。きょうもいろいろ案件ございますので、ご協力のほどよろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくお祈いします。

○議長（地引正和君） では、ただいまより第20回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中12名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、保坂正雄委員、10番、露崎春雄委員、13番、小泉勝彦委員でございます。

次に、4番、奥野元好委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

12番、中川喜一郎委員、14番、山口勝久委員を指名いたします。よろしくお祈いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年11月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、先月の総会でも同じ譲り受け人と譲り渡し人からの申請がありましたが、三箇在住の個人が4人の共有名義の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず労働力不足のため、譲り受け人に売買したいとのこと。譲り受け人は、対象の農地が自作地に近く、耕作上便利であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字仲沖です。現地を確認したところ、
現地は田で管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに耕運機、田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しています。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま
す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で280日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満

たしてあります。下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が445アールとなっており、50アール要件を満

たしてあります。地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めま

す。16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番の石塚です。この今の議案ですけれども、実は前回の総会するときにも実際見たのですけれども、11月27日の12時から再度確認をいたしました。今説明のありましたとおり、きれいに耕うんされておりましたので、書類上の問題で、実は広域農道の市道の関係で、法務局のほうの手違いで枝番違いで登記をしてしまっ

て、農道が田んぼの真ん中にあるようなことになっていたそうです。そういうことで、実際には法務局のほうの手違いですので、法務局のほうで番地変更をして

〇〇〇の〇〇〇—〇〇〇というのが実際の水田ということで登記をし直して、それを譲り受けするとい

うようなことで現地で説明を受けました。したがいまして、実際に現地を確認いたしましたところ、いつでも水田をできる状態ですので、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいた

します。○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年11月17日付で提出がありました。申請内容は、横田在住の個人が三箇在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、農業者でないため耕作が困難ということで農地を売りたいとのことです。譲り受け人は、自宅から申請地が比較的近く、農地の維持管理が容易にできることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字長渡です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されておりました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターや耕運機、田植機にコンバイン、もみすり乾燥機を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で310日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が359アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番の石塚です。11月の30日に〇〇〇さんのほうから電話ありまして、午後3時45分から現地の確認いたしました。図面を見ていただくとわかるのですがけれども、鹿島面の住宅地に接している場所です。私の記憶だとかなり前に客土をしてあった土地だったと思いますけれども、ちょっと水田よりも高くなっております。一旦客土された上にさらに山砂を客土をして、そういう状態でありました。若干の草がありましたけれども、手続終了後耕うんしてきれいにするというようなことのできましたので、特に問題ないかと思っておりますけれども、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地委員の意見を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。11月の22日の日に〇〇〇さんと一応面談して今回の案件の内容を聞いてきました。今話のあったように、三箇のほうで、〇〇〇さんは横田で多少距離的にも離れているのですけれども、今後大根をつくって管理していくというような話でございました。〇〇〇さんにつきましても水田等3ヘクタール以上あって、ほとんど専業農家で奥さんとやって、忙しい時期には、今回名前載っていませんけれども、せがれさんと3人で水稻等を熱心につくっている方でございますので、今回の件につきましては別に問題ないかというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年11月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が川原井在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、労働力不足であり、農地の管理が困難なことから譲り受け人に売買したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自社の敷地に隣接しており、農地の管理が可能であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字犢ヶ谷です。現地を確認したところ、現地は畑で大根が植えてあり、耕作されておりました。

総会資料8ページをごらんください。譲り受け人は市外在住者になりますので、〇〇〇市の農業経

営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに耕運機、軽トラを所有しています。田んぼについては、全て畑として利用し、ブルーベリーなどを作付しているため、水稻の機械は所有していないとのことです。このようなことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で890日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が148アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。今事務局、高品さんからご説明あったとおり、田んぼにブルーベリーを植えて稲はつくっていないということで、農家要件の機械のところはちょっとひっかかったのですが、ブルーベリーをつくって稲はつくっていないということで、畑がトラクターと軽トラと管理機、耕運機の小さいのがあれば畑は当座の間はやれるというようなことで、その辺はクリアしているのではないかと思います。

それから、この図面で見たとおり、これは運営委員案件で川原井の山の中まで運営委員の皆さんに来てもらって、現地も見てもらったわけなのですが、12月の5日の日、電話は来なかったのですが、9時半ごろ私行きて、この後の議案に出てきます3カ所を見て回ったのですが、大根も生えていました、少し。草は、大根が生えていないからか、草も余り生えていなかったけれども、大根がありまして、雑草とか荒れているかなと思って心配したけれども、一番最後高いところ見たところ、あそこまだ作業員の方かなんか草取りをやっている様子で、そこがちょっと生えていたぐらいで、あとは全部きれいになっていて、これは大丈夫だなという判断をいたしました。許可をいただければ、また追っかけ指導はして、近くですから、目を光らせたいと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、山口さん。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。今回この〇〇〇さんですか、それと一緒に農業やられているかと思うのですが、〇〇〇さん、それぞれ職業が農業と会社員ということになっていますけれども、

先ほど関根委員のほうから話があったようにブルーベリーをやられているということですが、そういう関係の会社ということなのでしょうか。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。〇〇〇さんは、川原井のこちらの敷地内で〇〇〇という会社を経営していきまして、〇〇〇とかの〇〇〇をする会社を経営しております。ブルーベリーのほうは、息子さんたちの夫婦が主にやっております、〇〇〇さんっていらっしゃるのですけれども、この方が〇〇〇でメインにやっていて、お父さんの農地も使いながらブルーベリーをやっていて、〇〇〇のほうで今ブルーベリーロードなんてあると思うのですけれども、そちらで規模大きくやっている方です。

○14番（山口勝久君） 今伺ったのは、農業と会社って両方分かれてしまって大変ではないかなと思ったので、会社自体がそういう何か農業関係の会社なら問題ないだろうなということでもちょっと伺って、わかりました。ありがとうございました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年11月20日付で申請書の提出がありました。先ほどの議案第1号の3でご説明した譲り受け人からの申請になります。申請内容は、市外在住の個人が川原井在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、労働力不足であり、農地の管理が困難なことから譲り受け人に売買したいとのこと。譲り受け人は、対象農地が自社の敷地に隣接しており、農地の管理が可能であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料6ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字壱ノ作です。現地を確認したところ、現地は畑で大根が植えてあり、耕作されておりました。

総会資料8ページをごらんください。譲り受け人は市外在住者になりますので、〇〇〇市の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、譲り受け人は議案第1号の3と同じことから、全部効率利用要件等の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。先ほどの整理番号3-1、それから今度の案件が4-1ですがけれども、これ図面で見ると7ページの〇〇〇、ここも見に行ったのですが、草は生えていなかったけれども、大根も生えていなかったです。我々にしても、すぐ畑にできる段階なら、それでよしとして、草が生えていればとても首振りますけれども、次の作物やるというような状態ならもうスタンバイできていますから、その後何をやるか、ちょっとわかりませんが、一応農地としては適当でなかろうかというように感じました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年11月20日付で申請書の提出がありました。申

請内容は、市外在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、農業者ではなく、遠方に居住しており、農地の管理が困難なことから譲り受け人に売買したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自社の敷地に隣接をしており、農地の管理が可能であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字壺ノ作です。現地を確認したところ、現地は畑で大根が植えてあり、耕作されておりました。

総会資料8ページをごらんください。譲り受け人は市外在住者になりますので、〇〇〇市の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、譲り受け人は議案第1号の3及び4と同じことから、全部効率利用要件の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。7ページの川原井壺ノ作ですか、当日運営委員で行って一番先に見たところですか。道路から入ってすぐ、立ち木がいっぱいあって非常に情景の悪い圃場で、大根もたまたましか生えていなかったのですけれども、あそこも見ましたらきれいに雑草は取ってありました。それからあと、細かいことは今事務局と同じように省略をさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案3ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地3筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成29年11月16日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の北東側約3キロメートル、平成通り代宿交差点の北東側約1キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料10ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で288枚設置されます。排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料の11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、中川喜一郎委員。

○12番（中川喜一郎君） 中川です。現地調査の報告をいたします。

11月25日の10時35分から奥野委員と2人で現地で〇〇〇市の〇〇〇の〇〇〇土地家屋調査士、〇〇〇〇さん、この方から現地説明を受けました。これ今写真②に書いてあるように、〇〇〇会社の独身寮、社宅の北側にあるのですが、ちょうど1反歩、1,056平米、そんなに大きい場所ではありませんが、既にそのすぐ北側にソーラー設備ができ上がっています。民家が余りすぐそこにはありませんので、特に問題ないだろうと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した4番、奥野元好委員から補足説明があればお願いいたします。

○4番（奥野元好君） 中川委員のほうから今説明があったとおりですけれども、若干、〇〇〇さん、これは地主の〇〇〇の専務の方で、説明に来た人は代理人の〇〇〇さんという方の説明で……

○12番（中川喜一郎君） 現地に来られた人は、〇〇〇さんですね。失礼しました。

○4番（奥野元好君） そうそう。あと、資金のほうは全て自己資金でやるという。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の社会福祉法人が市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成29年11月20日に申請書の提出がなされております。

今回の転用についてですが、譲り受け人である社会福祉法人が申請地の隣接地において平成27年6月に障害者支援施設を開所したところ、駐車場不足からその当時農地法を知らずに借地をし、碎石を敷いて利用していたもので、農地法による許可申請の漏れが判明したことから、許可の追認申請となってしまうのですが、始末書を付して申請があったものでございます。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約4キロメートル、平岡小学校幽谷分校からは南側約2.7キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

申請の内容ですが、隣接地で運営する施設の駐車スペースは21台保有しているところですが、常時三十数名の職員が勤務していることや公用車、来客用を確保する必要があることから、職員用駐車スペースが不足する状況にあり、この不足する駐車スペースの一部として職員用の駐車場の整備を計画したものでございます。

土地利用については、総会資料13ページのとおりでございまして、4台分の駐車場整備の計画となっております。排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。11月の27日午前9時、3番の切替委員と9時に集合して○○○、今申請の出ているこの場所を現地確認をいたしました。その場のこのような冊子をいただきまして、事務所内で提出者と、それからちょっと偉い方と2人、それで4人でいろいろ説明を受けました。一番問題になるのは、農地の転用違反を埋め立てしてあったということなのですが、これは前の地主さんがこの写真でいうと上の写真、これ①の写真、駐車場、これは平らに見えるけれども、かなり勾配がついています。その余った砂を左側に、農地の上に砂をどこに持っていくというので、車がとまっています。この辺へ残土としてあけておいて、地主さんも昔は知らないから、ここをそのままにしておいたら、この上へ碎石を敷いて○○○が、○○○をやる事務所としてここを使っていたというようなことで、先ほど事務局の説明のとおり、転用違反をしていて、慌ててこれでは困ったということで転用許可を改めて出したという状態でございます。大変広く見えますけれども、これ写真で4台とめるともういっぱいいっぱいです。面積的に114平米と228平米の一部、だから車4台ということで、きのうもううちのほうで大変な火災がありまして、道路が狭くて消防車が何台も来たのですが、結局迂回をするような形で現場へ来ますから、1軒燃えてしまって、次のうちも防げたのですが、あの風で次の道路を挟んだ反対側の新しいうちまで移ってしまって、そこも燃えて、2棟全焼してしまっただけです。人間は大丈夫だったので、奥野さんご存じの○○○さんで、○○○さんで○○○頭飼っていたのですが、飼っている人は○○歳の人で、それは軽いやけどをして、隣のおじちゃんが大急ぎで助けに来たら、煙を吸ってしまって軽いやけどというのですか、そういうことで、退院したそうです。軽かったということで、すぐ帰ってこられたということですが、そういう状態です。だから、○が○頭か○頭亡くなったと言っていました。

〔「出したのは○頭ですね」と言う人あり〕

○15番（関根芳夫君） この駐車場使わないと、先ほど説明ありましたが、狭い施設と施設の間に今従業員とか職員の車をとめてあるのですが、先ほど言ったとおりいざ火事があった場合はちょっと知的障害者とか、そういう方が多いものですから、いつときも早く救急救命とか緊急自動車が入れるようなことをしないと、路上駐車やめたいというようなことで説明がありました。皆さんのところはないと思いますけれども、こんなような写真をいただいて、路上駐車ですよ、職員が。だから、緊急車両が入れないと万が一の場合、道路はいつもここ広げておかないとというようなことで、切替さんと説明を受けて、やむを得ないかなというようなことで帰ってきました。よろしくその辺お聞き上げの上、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から

補足説明があればお願いします。

○3番（切替三夫君） 関根委員から十分説明がありましたので、補足説明はありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成29年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

この平成29年度第8次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が7件で、そのうち3件は農地中間管理事業による利用権設定となっております。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の15ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で299.84アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから4ページ及び7ページから8ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成29年度第7次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第7次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 皆さん、こんにちは。農林振興課、篠原でございます。それでは、議案第4号、農用地利用配分計画（案）についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものでございます。今回配分計画（案）が2件となっており、いずれも個別案件となります。

まずは、2ページ、3ページ目をごらんください。農地の借り受け者は、大曾根の〇〇〇さんです。借り受ける農地は、大曾根地先3筆、勝地先4筆の合計7筆となっております。先ほど議案第3号の中でご説明のありました利用集積計画（案）整理番号29—11—5と11—6に記載している内容を農地中間管理機構から借り受け者である〇〇〇さんに貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、4ページ、5ページのとおりとなっており、6ページには借り受け者の現状、事業計画の情報を記載してございます。

続きまして、8ページをごらんください。こちらの計画（案）でございますが、農地の借り受け者は〇〇〇の株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地につきましては、飯富地先

1筆となっております。議案第3号の中で説明のありました利用集積計画書(案)整理番号29—11—7に記載している農地、こちらを千葉県園芸協会から借り受け者である株式会社〇〇〇に貸し付けるものでございます。双方に係る詳細な契約内容につきましては、9ページ、10ページのとおりとなっております、こちら11ページに現状の事業計画等を掲載してございます。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

◎報告事項

○議長(地引正和君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告第1号について報告いたします。

議案4ページから8ページでございます。ごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年10月1日から平成29年10月31日までで12件でございます。

続きまして、協議報告第2号について報告いたします。

議案9ページから10ページになります。ごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年10月1日から平成29年10月31日までで3件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局からは何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第20回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時51分 閉会